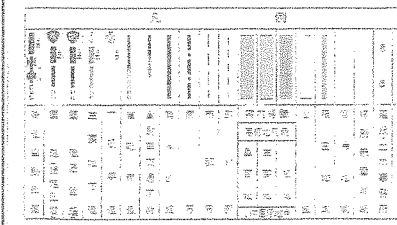


双葉町



200.000

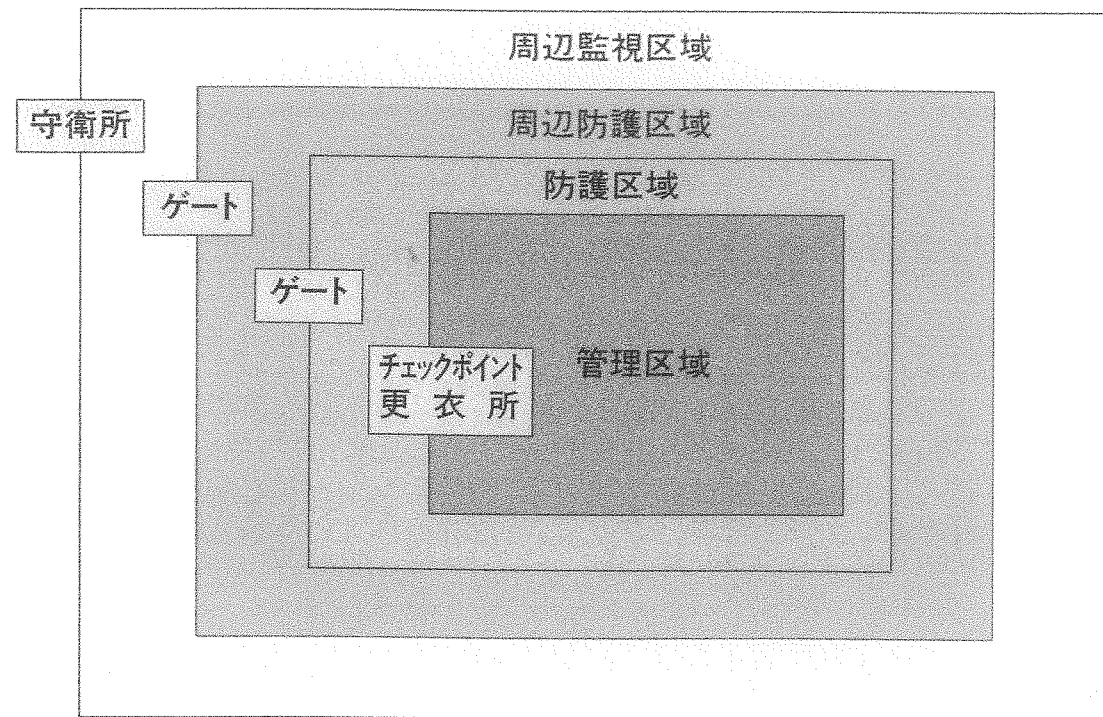
6 管理区域

資料②

①管理区域の概要

管理区域は、法令で実効線量当量が1週間に0.3mSvをこえる恐れのあるところと定められています。

管理区域内では、放射線に関する特別な管理が行われています。



②区域区分

管理区域は、放射線のレベルにより、次のように細かく区分されています。

(1)線量当量率による区分

区分名称	線量—1	線量—2	線量—3
線量当量率 (mSv/h)	0.05未満	1.00未満	1.00以上

(2)汚染による区分

区分名称	A区域	B区域	C区域	D区域
表面汚染密度 (Bq/cm ²)	汚染のおそれなし	4未満	40未満	40以上
空气中放射性物質濃度 (Bq/cm ³)		4×10^{-5} 未満	4×10^{-4} 未満	4×10^{-4} 以上